

始良市農業委員会総会議事録(5月)

1. 開催日時 平成27年 5 月 20 日(水) 午後1時30分から午後3時10分
2. 開催場所 蒲生庁舎本館2F 大会議室
出席委員(25人)
委員

1番	米松 正一	15番	川島 兼次
2番	内飩 達也	16番	柊元 栄治
3番	今村 逸子	17番	井之上 政尋
4番	松尾 博好	18番	瀬尾 幹男
5番	東 隆 雄	19番	夏 田 恒
6番	恒見 忠雄	20番	池端 隆志
7番	湯元 秀誠	21番	西 泰 行
8番	堂前 澄男	22番	坂元 廣幸
9番	松下 宏一	23番	前田 三枝子
10番	米迫 慎二	24番	森 洋 一
11番	白尾 親昭	25番	西堂路 勝博
12番	宇都 和義	26番	谷口 義文
13番	小長野 誠	27番	小麥田 眞一
14番	本村 正一		

欠席委員 米松委員 松尾委員

3. 議事日程
 1. 議事録署名委員の指名(3番 今村委員、5番 東委員)
 2. 会議書記の指名
 3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
 4. 議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
 5. 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
 6. 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
 7. 議案第 5 号 農地の利用目的変更願について
 8. 議案第 6 号 農地あっせん申出(貸付 希望)について
 9. 農地あっせんの経過報告
 10. 農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告
 11. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長

振興係長

振興係主査

局長補佐兼農地係長

農地係参事補

農地係主査

加治木農林水産係長

始良農林水産係長

事務局	(大会議室に全員着席)
	姿勢を正してください。
	一同礼。
議 長	〔1、総会の通告〕
	只今から、平成 27 年度第 2 回始良市農業委員会総会を開会いたします。
	ただいまの出席委員は、27 名中 25 名で、定足数に達しておりますので、総会 は成立しております。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、事務局より会務報告をお願いします。
事務局	事務局より会務報告
議 長	議事日程に入ります。
	それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会 会議規則第 17 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名さ せていただくことにご異議ありませんか。
委 員	「異議なし」
議 長	それでは、3 番委員、5 番委員をお願いいたします。
	つぎに、日程第 2 会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務 局職員の湯之原係長と下萩原参事補を指名いたします。
	これからの議案の審議では、農業委員会法 第 24 条の規定の議事参与の 制限により、農業委員会の委員は、自己又は、同居の親族若しくはその配偶 者に関する事項については、その議事に参与できない。となっておりますの で、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。 関係議案終了後に入室・着席していただきます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把 握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出 ていただき退席等よろしくをお願いいたします。 ————— 議案第 1 号 —————
議 長	それでは、日程第 3 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決 定についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局	それでは、議案第1号農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定の後、市長がこれを公告することにより利用権の効力が発生いたします。公告の予定日は5月31日を予定しております。 また、契約の始期は、6月1日を予定しております。契約年数は、1 年が 5 件、2 年が5件、3 年が 37 件、4年が1件、5 年が 45 件、6 年が5件、10 年が26 件、合計の 124 件です。面積につきましては、田の 177,385 m²、畑の 25,676 m² 合計の 203,061 m²です。内容については、総会資料 2 ページから 23 ページにありますのでご覧になってください。なお、総会資料 18 ページからの 97 番から 98 番が 13 番委員、99 番から 100 番が 22 番委員、101 番から 104 番が 9 番委員、105 番から 107 番が 3 番委員、108 番から 110 番が 10 番委員、111 番から 114 番が 1 番委員、115 番から 124 番が 19 番委員の関連する議案となっております。 これにつきましては、農業委員会等に関する法律第24条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いします。 以上、第 1 号議案の説明といたします。
議 長	それでは、1番から 96 番までについて質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	[質問、意見なし]
議 長	それではお諮りいたします。 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定についての1番から 96 番まで、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第1号1番から 96 番までについては原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第 1 号 97 番から 124 番までについては、先ほど申し上げました議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件ごとに質疑し、採決いたします。 まず、97 番から 98 番の関係者、13 番委員の退席をお願いします。
議 長	それでは、97 番から 98 番について質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
委 員	[質問、意見なし]

議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 97 番から 98 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号 97 番から 98 番は原案のとおり決定いたしました。 13 番委員の着席をお願いします。 次に、99 番から 100 番についての関係者、22 番委員の退席をお願いします。
議 長	それでは、99 番から 100 番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
委 員	〔質問、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 99 番から 100 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号 99 番から 100 番は原案のとおり決定いたしました。 22 番委員の着席をお願いします。 次に、101 番から 104 番までについての関係者、9 番委員の退席をお願いします。 それでは、101 番から 104 番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
委 員	〔質問、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 101 番から 104 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
委 員	〔全員挙手〕
議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号 101 番から 104 番までは原案のとおり決定

		いたしました。 9 番委員の着席をお願いします。 次に、105 番から 107 番までについての関係者、3 番委員の退席をお願いします。 それでは、105 番から 107 番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 105 番から 107 番までについて、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 105 番から 107 番までについては原案のと おり決定いたしました。 3 番委員の着席をお願いします。 次に、108 番から 110 番までについての関係者、10 番委員の退席をお願いします。 それでは、108 番から 110 番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 108 番から 110 番までについて、 原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 108 番から 110 番までについては原案のと おり決定いたしました。 10 番委員の着席をお願いします。
議 長		次に、111 番から 114 番までについての関係者 1 番委員は欠席であります ので、続けて 111 番から 114 番までについて質疑に入ります。

		何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 111 番から 114 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 111 番から 114 番までは原案のとおり決定いたしました。
議 長		次に、115 番から 124 番までについての関係者 19 番委員の退席をお願いします。
議 長		それでは、115 番から 124 番までについて質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか。
	委 員	〔質問、意見なし〕
議 長		それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 115 番から 124 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	委 員	〔全員挙手〕
議 長		全員賛成ですので、議案第 1 号 115 番から 124 番までは原案のとおり決定いたしました。
		19 番委員の着席をお願いします。
		————— 議案第 2 号 —————
議 長		次に、日程第 4 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 まず、1 番について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について説明致します。総会資料は、24 ページとなります。今月申請は、3 件です。 各担当委員において事前調査がなされ、現地調査資料の 1 ページに調査書がありますので審議の参考にして下さい。それでは、1 番についてご説明いたします。譲受人が加治木町反土在住の〇〇さん。譲渡人が福岡県福津市

議 長	在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山字楠原〇〇番の畑で、面積が1,013 m²です。下限面積につきましては、経営面積 2,165 m²と取得面積 1,013 m²を合わせて 3,178 m²になります。 以上で 1 番の説明を終わります。
委 員	ただいまの事務局説明に関連して 21 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	21 番です、調査報告します。平成 27 年5月6日に譲受人の〇〇さんと申請地で会い調査いたしました。申請地は以前から〇〇さんが耕作されており、深ねぎを栽培されております。機械等もすべて揃っております。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に 2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番について説明致します。譲受人が始良市下名在住の〇〇さん。譲渡人が、蒲生町下久徳在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字上原田〇〇番の田で、面積が 1,559 m²です。 以上で 2 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 2 番に関連して 10 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	10 番です、調査報告します。平成 27 年5月 6 日に譲受人の自宅を訪問して申請地を調査しました。これまでも水稻を作られて、農機具等も揃っており何も問題はありません。当申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われますので許可相当と認めます。 以上で報告を終わります。
議 長	次に 3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3 番について説明致します。譲受人が始良市大山在住の〇〇さん。譲渡人が福岡市南区在住の〇〇さんの売買による所有権移転です。申請地の所在は、大山字明方〇〇番〇の畑で、面積が 258 m²です。 以上で 3 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 3 番に関連しても、10 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	10 番です。調査報告します。平成 27 年5月 5 日に譲受人の自宅を訪問して申請地を調査しました。〇〇さんは年齢も高いですが、水田も7～8町作られて

	おります。農機具はすべて揃っております。現地調査報告書の一番下の項目、賃貸の場合、極端に高い賃貸で既存の周辺農家へ著しく引き上げが波及するような事態にはならないかは、削除すべきではないか。3 条申請の場合、本人が耕作するのが当然でありますので、事務局と議論いたしました。事務局は、病気などになり耕作出来ない状態になると、誰かに貸さないといけない事態もあるから、項目に入れてあるとの事でした。人間一寸先は闇ですので、私達もいつ作れない状態になるか判りませんので、あえて、ならないの項目に○をしました。 申請は農地法 3 条第 2 項各号に該当しないと思われるので許可相当と認めます。 以上で報告を終わります。
議 長	これより、議案第 2 号 1 番から 3 番までについて、一括して質疑に入ります。何か、質問等はありませんか。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 2 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 3 番については、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 3 番は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
	————— 議案第 3 号 —————
議 長	次に、日程第 5 議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 まず、1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは議案第 3 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番について説明致します。 申請人が始良市北山在住の〇〇さんです。土地の所在が北山字野崎〇〇番地、畑の 840 m²と北山字南俣〇〇番地、畑の 552 m²の 2 筆で 1,392 m²です。農地区分が農用区域外で、都市計画の用途が都市計画区域外です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満です。よって 2 種農地と判断されます。転用目的が山林です。申請理由が山間の畑で耕作不便で

議 長	猪等による農作物の被害もあるため杉・クヌギを植え山林としたい。土地改良区等はありません。すでに転用済のため始末書も添付されております。以上です。
委 員	ただいまの説明の 1 番に関連して、2 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 2 番です。5 月 15 日に現地調査いたしました。農地区分は第 2 種農地であるがその他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、北山下公民館から北東に約 400m の位置です。被害防除については、現況は東・西・南・北が山林です。申請実現の確実性は、すでに植林されている為確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、2 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは 2 番について説明致します。申請人が蒲生町久未在住の〇〇さんでございます。土地の所在が蒲生町北字柿元〇〇番〇、畑の 298 m²です。農地区分が農用地区域外で、都市計画の用途が地域区域の設定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満です。よって 2 種農地と判断されます。転用目的が一般住宅です。申請理由が、申請地に自宅を新築して永住したい。自己資金と融資で対応をする。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
議 長	ただいまの説明の 2 に関連しても、2 番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	2 番です。5 月 15 日に現地調査いたしました。農地区分は第 2 種農地でその他の農地で問題はありません。申請地の位置は、始良市消防本部蒲生分遣所から北に約 300m の位置です。造成工法は切土 0.2m で、土留めとして 1m の塀ブロックをします。被害防除については、現況は東が畑、西が県道、南が雑種地、北は宅地です。申請実現の確実性は、資金証明、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、3 番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは 3 番について説明致します。申請人が始良市蒲生町西浦在住の〇〇さんでございます。土地の所在が蒲生町西浦字狭間〇〇番〇、畑の 675

議 長	m²と同じく字狭間〇〇番〇、畑の 536 m²の 2 筆で 1,211 m²です。農地区分が農用地区域外で、都市計画の用途が都市計画区域外の地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha 未満です。よって2種農地と判断されます。転用目的が太陽光発電所です。申請理由が太陽光発電施設(49.728kw)設置のため。資金は融資で対応をする。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。
委 員	ただいまの説明の3番に関連して、14番委員から調査の結果並びに補足説明をお願いします。 14番です。5月14日に本人立ち会いのもと現地調査いたしました。農地区分は第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題はありません。申請地の位置は、松川内公民館から南に約100mの位置です。被害防除については、現況は東が山林、西が山林、南は山林、北は里道・市道です。申請実現の確実性は、太陽光発電の九電関係の書類もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第3号1番から3番について、一括して質疑に入ります。 何か、ご質問等ございませんか
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての、1番から3番までについて原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定に賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についての1番から3番は原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26日開催の県農業会議に諮問をいたします。
議 長	————— 議案第4号 ————— 次に、日程第6 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 先ず1番について、事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番について説明致します。譲受人が始良市加治木町反土在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が福岡県糟屋郡宇美町在住の〇〇さん、土地の所在が、加治木町反土字小陳〇〇番〇、畑の 258 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外です。都市計画区域の第一種住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり が 10ha 未満ですので、農地の区分は3種農地と判断されます。転用目的は、駐車場でございます。申請理由が、市道側の実家を処分するため自宅が旗竿地となり駐車場がなくなるため隣接する実姉の土地を取得し駐車場を確保するものである。資金計画は自己資金で対応ということでございます。土地改良区域外のため不要。被害防除計画も提出されております。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、3 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、諏訪神社から南東に約 100m の位置でございます。造成工法として現状のままです。被害防除現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	2 番について説明致します。譲受人が始良市平松在住の〇〇さんでございまして、譲渡人が始良市深水在住の〇〇さん、土地の所在が、始良市深水字溝上〇〇番〇、田の 373 m²です。権利内容が使用貸借権です。農地区分は農用地区域外で、都市計画区域内の設定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり が 10ha 未満です。農地の区分は 2 種農地と判断されます。転用目的が一般住宅 1 棟(104.34 m²)でございます。申請理由が、現在仮住まいのため申請地を借り受けて住宅を建設したい。資金計画については、融資資金で対応です。土地改良区の意見書あり。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、3 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	3 番です。農地区分は第 2 種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、深水公民館から南西に約 250m の位置で

議 長	ございます。土留め工法としましては、塀ブロック 0.4mです。被害防除としまして現況は、東が山林と宅地、西が水路、南が道路、北は県道と山林です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。条件及び特記事項は特になし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
事務局	次に 3 番について事務局の説明を求めます。 3 番について説明致します。譲受人が始良市平松在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市平松在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、平松字諏訪原〇〇番〇、畑の 293 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域内の用途の設定は第一種住居地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり 10ha 未満であるので農地区分は第 3 種農地と判断します。転用内容が太陽光発電所です。申請理由は、譲渡人と譲受人は親子関係で同居しており、譲受人が太陽光発電事業を行なうものです。資金計画は融資で対応です。土地改良区の意見書は区域外で不要であります。被害防除計画が添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、5 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	5 番です。農地区分は第 3 種農地で問題なし。申請地の位置としまして、森山公民館から南東に約150mの位置でございます。被害防除現況は、東が宅地、西が宅地、南が宅地、北は宅地です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。条件特記事項はありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、4 番について事務局の説明を求めます。 4 番について説明致します。譲受人が霧島市国分在住〇〇株式会社代表取締役〇〇さんでございます。譲渡人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、始良市西餅田字上川屋〇〇番〇、田の 1,558 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域は第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満でございます。農地区分は第 3 種農地と判断します。転用内容が宅地分譲です。申請理由は申請地を買受け宅地分譲を行う。資金計画は自己資金で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、6 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委 員	6 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、帖佐中学校から南に約 300m の位置でございます。造成工法は盛土 0.8m、土留めは塀ブロック 0.4m です。被害防除現況は、東が宅地と県道、西が市道、南が宅地、北は市道です。申請実現の確実性でございますが、自己資金であり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、5 番について事務局の説明を求めます。
事務局	5 番について説明致します。借人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。貸人が始良市西餅田在住の〇〇さんでございます。土地の所在が西餅田字百田〇〇番〇、田の 175 m²です。権利内容は、使用貸借権です。農地区分は農業振興地域外で、第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業あり。農地の広がり10ha 未満でございます。農地区分は第 3 種農地と判断されます。転用内容は一般住宅一棟(81.15 m²)です。申請理由は、申請人は現在借家に住んでおり、手狭になった為、義父の所有する申請地を使用貸借して一般住宅を一棟建築する。資金計画は融資で対応です。土地改良区意見書あり。被害防除計画書が添付されております。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、7 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	7 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、県立始良高等技術専門学校から東に約 150m の位置でございます。造成工法は現状のままです。被害防除現況は、東が道路、西が宅地、南が宅地、北は市道です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、6 番について事務局の説明を求めます。
事務局	6 番についてご説明致します。譲受人が始良市宮島町在住の〇〇でございます。譲渡人が始良市宮島町在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、東餅田字市ノ坪〇〇番〇、田の 858 m²と、譲渡人が始良市三拾町在住の〇〇さん。同じく土地の所在は、市ノ坪〇〇番地、田の 1,586 m²で合計面積は 2,444 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は農業振興地域外で、都市計画区域の第一種住居地域です。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha 未満でございます。農地区分は第 3 種農地と判断されます。転用内容が宅地分譲です。申請理由として、申請地周辺は今後住宅需要が見込まれるので、宅地分譲8区画を造成し分譲します。資金計画は融資で

議 長	対応です。土地改良区等の意見書もあります。被害防除計画書が添付されております。以上です。
委 員	ただいまの説明に関連して 6 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 6 番です。農地区分は第 3 種農地に該当するため問題なし。申請地の位置としまして、JA始良支店から北に約 150m の位置でございます。造成は盛土 0.7 m から 2.0m で、土留は L 型擁壁 2m です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道、南が宅地、北は田です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、7 番について事務局の説明を求めます。
事務局	7 番について説明致します。譲受人が鹿児島市桜ヶ丘在住の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市東餅田在住の〇〇さん他 8 名でございます。土地の所在が、松原町〇丁目〇、畑の 232 m²と、同じく松原町〇丁目〇、畑の 53 m²で合計面積 285 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第二種住居地域。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり 10ha 未満で農地区分は第 3 種農地と判断されます。転用目的が一般住宅 1 棟 (101.85 m²) です。申請理由は子供が成長し、県営住宅が手狭になったので申請地に一般住宅を建築したい。資金計画は融資で対応です。土地改良区の意見書は区域外のため不要。被害防除計画書が添付してあります。以上です。
議 長	ただいまの説明に関連して、5 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。 5 番です。農地区分は 3 種農地であるため問題なし。申請地の位置としまして、松原なぎさ小学校から北に約 450m の位置でございます。造成工法は現状のま、土留め工法は塀ブロック 0.6m です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北は畑です。申請実現の確実性でございますが、融資証明もあり確実である。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、8 番について事務局の説明を求めます。
事務局	8 番について説明致します。譲受人が始良市西餅田在住の有限会社〇〇代表取締役の〇〇さんでございます。譲渡人が始良市東餅田在住の〇〇さん

議 長	でございます。土地の所在が、西餅田字室前〇〇番〇、田の 4.5 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分が農用区域外で、都市計画区域の指定なしです。土地改良事業の施行はありません。農地の広がり10ha 未満で農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的が通路です。申請理由が〇〇番〇、〇〇番の当社所有地に賃貸マンションの建設計画に至り、車両の出入りに支障が無いよう、当地を通路用地の一体利用計画に至る。資金計画は自己資金(支払い済)です。土地改良区の意見書は区域外のため不要。以上です。 ただ今の説明に関連し、7 番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。
委 員	7 番です。只今の説明のとおりマンション建設に伴う隅切りでございます。農地区分は第2種農地であるがその他に該当するため問題なし。申請地の位置とし、県立始良高等技術専門学校から北西に約 200m の位置でございます。造成工法は現状のまま使用。被害防除の現況は、東が畑、西が市道、南が雑種地、北は畑です。申請実現の確実性でございますが、自己資金で通路確保のためで確実である。総合意見とし、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としては許可意見であります。以上です。
議 長	次に、9 番について事務局の説明を求めます。 9 番についてご説明致します。借人が霧島市牧園町在住〇〇株式会社、代表取締役〇〇さんでございます。貸人が加治木町日木山在住の〇〇さんでございます。土地の所在が、加治木町反土字口ノ町〇〇番〇、田の 678 m² (内 380 m²) です。権利内容は賃借権です。農地区分が農業振興地域外で、都市計画区域の第一種中高層住居専用地域です。土地改良事業の施行はなし、農地の広がり10ha 未満で農地区分は第3種農地と判断する。転用目的が駐車場です。申請理由が現在、受注工事の為借地している駐車場が狭いため申請地に駐車場を整備したい。資金計画は資金証明もあり確実である。土地改良区の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書が添付してあります。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連し、2番委員に調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 2番でございます。農地区分は第3種農地に該当するため問題なし。申請地の位置とし、国土交通省加治木管理事務所から南西に約 200m の位置でございます。造成工法は盛土 0.4mで土留は土羽張芝です。被害防除の現況は、東が田、西が宅地、南が水路、北は宅地と畑です。申請実現の確実性でございますが、資金証明もあり確実である。特記事項及び条件はなし。総

議 長	合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、 現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
委 員	これより、議案第4号 1 番から9番について、質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。
議 長	「意見・質問なし」
委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての、 1 番から 9 番までについて原案のとおり、意見の決定及び許可並びに諮問決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。
議 長	[全員挙手]
議 長	全員賛成ですので、議案第 4 号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての1番から 9 番は、原案のとおり意見の決定及び許可並びに諮問が決定いたしましたので、26 日開催の県農業会議に諮問いたします。
議 長	ここでしばらく休憩をいたします。
議 長	それでは審議に入ります。
議 長	————— 議案第 5 号 —————
議 長	次に、日程第7 議案第 5 号 農地の利用目的変更願についてを議題に供します。 まず 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の 29 ページになります。議案第 5 号 農地の利用目的変更願、1 番について説明致します。届出人始良市蒲生町在住の〇〇さんで土地の所在が、蒲生町上久徳字槐牟田〇〇番、田の 184 m ² と同じく〇〇番地、地目は田の 1,186 m ² の 2 筆で 1,370 m ² です。農用地区域外、都市計画区域の設定なし、土地改良事業なし、ひろがり10ha未満で農地区分は第2種農地と判断されます。変更後の使用目的が栗・ミカンの樹園地に変換したい。申請理由が棚田で耕作不便なため果樹園としたい。以上です。
議 長	ただ今の説明に関連して、3 番委員に、調査の結果並びに補足説明をお願いします。

委員	3 番です。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するため、問題はありません。申請地の位置は、住吉池公園から南西に約 300m の位置です。 被害防除については、現況は東が山林、西が道路、南は水路、北は道路です。申請実現の確実性は、棚田で耕作不便なため果樹園として利用するので確実である。条件及び特記事項はなし、総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議長	次に 2 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	2 番について説明致します。届出人は蒲生町米丸在住〇〇さんです。土地の所在が、蒲生町米丸字四月田〇〇番、田の 607 m²と同じく四月田〇〇番地田の 756 m²の 2 筆で 1,363 m²です。農用地区域内農地、都市計画の地域区域の設定なし、土地改良事業あり、農地の広がり 10ha 以上で農用地区域内農地です。申請事由は、田植え時期は約 2,000 箱の苗置場として使用し、農閑時期は自家使用の大豆・小麦等の家庭菜園として使用します。土地改良区意見書もあります。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、2 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	2 番です。農地区分は農用地区域内農地であるが、問題はありません。申請地の位置は、米丸簡易郵便局から北に約 150m の位置です。造成工法は盛土 2m、土留は土羽です。被害防除については、現況は東が宅地、西が田、南は田、北は道路です。申請実現の確実性は、田植え時期には約 2,000 箱の苗箱置き場が必要な為畑として利用するので確実である。条件および特記事項は特になし。総合意見は、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議長	次に 3 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	3 番について説明致します。届出人は始良市東餅田在住〇〇さんです。土地の所在が、蒲生町白男字川中須〇〇番〇、田の 535 m²です。農用地区域内農地、都市計画の地域区域外、土地改良事業なし、農地の広がり 10ha 未満です。申請事由は申請を相続により取得したが既にミカン・ウメが植栽されており約 12 年ほど経過している。以上です。
議長	ただいまの説明に関連して、19 番委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	19 番です。農地区分は農用地区域内農地であるが問題はありません。申請地の位置は、旧大山小学校から南北に約 1,300m の位置です。被害防除については、現況は東が市道、西が川、南は里道、北は川です。申請実現の確実

議 長	性は、すでに樹園地になっており確実である。条件および特記事項は特になし。総合意見は、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。
委 員	これより、議案第5号 1 番から3番までについて、質疑に入ります。 ただ今の、事務局及び現地調査員からの説明について、何かご質問はありませんか。
議 長	「意見・質問なし」
委 員	それではお諮りいたします。議案第5号 農地の利用目的変更願についての1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議 長	「全員挙手」
議 長	全員賛成ですので、議案第5号 農地の利用目的変更願についての1 番から3番までは、原案のとおり承認することに決定いたしました。
————— 議案第 6 号 —————	
議 長	次に、日程第8議案第6号 農地あっせん申出(貸付 希望)についてを議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第6号あっせん申出貸付希望についてご説明致します。総会資料は、30 ページとなります。今月申請は1 件です。 参考資料 68 ページからになりますので審議の参考にして下さい。 それでは、1 番をご説明致します。内容につきましては、貸付です。土地の所在が蒲生町漆字柚木園〇〇番、田の 1, 144 m ² です。申請人は、大阪市平野区在住の〇〇さんです。条件として貸付期間 10 年、希望小作料は管理してもらえれば無償です。
議 長	ただいまの事務局の説明について発言のある方は挙手願います。 何か、ご意見等ございませんか。
委 員	「意見・質問なし」
議 長	よろしいですか。それではお諮りいたします。 議案第 6 号 農地あっせん申出 (貸付希望)についての 1 番について、原

委員 議長	案のとおり受理することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕 全員賛成ですので、議案第6号1番は原案どおり受理することに決定いたしました。 つぎに、ただいま承認された議案第6号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。 いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第6号1番は、25番委員にお願いしたいと思います 事務局案でよろしいでしょうか。担当になられた25番委員は、よろしくお願いいたします。
議長	――― 農地あっせんの経過報告 ――― 次に、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず事務局からお願いします。
事務局	資料については、農地あっせんの経過報告書の7枚綴りをお願いします。 1ページの7番申請人〇〇さんは、7月下旬を予定にあっせんの協議日程調整中です。続きまして、2ページ17番の申請人〇〇さんの方も調整中です。 19番〇〇さんは1号議案7番で承認のため完了。20番〇〇さんは1号議案6番で承認のため完了。22番〇〇さんは1号議案19番・20番で承認のため完了。3ページ38番〇〇さんは明後日あっせん会議予定。4ページ46番の〇〇さんは6月2日にあっせん会議の予定。47番の〇〇さんは現在境界について協議中です。48番の〇〇さんはあっせん調整中です。55番の〇〇さんは1号議案57番で承認のため完了。57番の〇〇さんは1号議案49番で承認のため完了。58番の〇〇さんは1号議案48番で承認のため完了。59番の〇〇さんは1号議案70番で承認のため完了。61番の〇〇さんは1号議案60番で承認のため完了。65番の〇〇さんは利用権設定のため完了。73番の申請人〇〇さん、この方につきましては売渡ですが買い手の方が見つかりませんでした。借人が見つかりましたので来月利用権予定です。77番〇〇さんは売渡ですがあっせんが成立せず〇〇さんが利用権設定される予定です。83番の〇〇さんは1号議案122番で承認のため完了。88番の〇〇さんについては、利用権設定のため完了。担当委員のみなさんはいろいろ相談して頂きありがとうございました。これで終わります。
議長	委員のみなさんからないですか。

	よろしいですか。 それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。 ———— 農用地利用集積計画 貸借合意解約報告 ————
議 長	次に、農用地利用集積計画 貸借りの合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、農用地利用集積計画(貸借)の合意解約報告をいたします。5 月は、12 件が提出されております。 内容については、別紙の合意解約 5 月分をご確認下さい。合意解約につきましては、議決不要案件ですので御理解方よろしくお願いいたします。 以上で報告を終わります。
議 長	ただ今の、事務局説明について、ご意見のある方は、挙手をお願いします。
委 員	「質問・意見なし」
議 長	それでは、この案件は報告ですのでこれで終わります。 その他で何かございませんか。
委 員	「意見なし」
議 長	次に、来月の現地調査、総会日についてですが、 現地調査は、6月 12日金曜日に、 総会は、6月 17日水曜日に開催予定でよろしいですか。
委 員	「意見なし」
議 長	現地調査委員は、 1 班を、8 番委員、9 番委員、10 番委員に、 2 班を、11 番委員、12 番委員、13 番委員に、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
議 長	それでは、当番委員の皆さん、よろしくお願いします。 以上で、本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 それでは以上をもちまして、平成 27 年度 第2回始良市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局	「閉会」 姿勢を正してください。 一同礼。
-----	--

農業委員会法の 27 条（議事録）において署名する。

署名委員

署名委員